

第3回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成29年(2017年)2月15日(水) 15:00~17:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 元永委員、柴原委員、梁川委員、富永委員
水上教育次長、西嶋幼小中教育課長
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■教育次長あいさつ

■会議の成立確認

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定によると、委員の半数以上の出席により成立。本日は、委員4人出席により成立。

■会議の公開・非公開について

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領の第5条第1項の規定により原則として公開となっているので、すべての議題を公開とすることに決定。

■議題

○議題1について

(委員長)

それでは議題(1)「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組状況」について審議いたします。

まず、事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

まず、本日の資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

1ページの資料1は、昨年3月に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会から本教育委員会にいただいたものです。この答申書に盛り込まれています御提言に対しまして、本教育委員会が今年度取り組んできたことについて報告させていただきたいと思います。

5ページの資料2「平成28年滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に基づく取組状況」を御覧いただきたいと思います。

まず、(1)第1 諮問事項1及び2に対して「1 当委員会の平成26年度の答申内容の実現に向けた対策を、より充実した内容で、引き続き推進されたい」という答申に対する取組について説明させていただきます。

「第1 諮問事項1に対して」の①答申1「教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間を確保できるよう、校務の効率化や削減に向けた計画的な取組を進めるとともに、教員のメンタルヘルスケアにも留意されたい。」に対してどのような取組を行ってきたか、説明します。まず、校務の効率化や削減に向けた取組として、7ページを御覧いただきたいと思います。7ページの資料3にありますように、本年度当初の4月に県教育委員会から各市町教育委員会教育長と県立学校長あてに「超過勤務

の縮減について」という通知を出しました。この中で、業務の改善や会議運営の効率化、部活動指導の点検、定時退校日等の設定、年次有給休暇の計画的取得等を示して超過勤務をできる限り縮減して教員が余裕をもって子どもと向き合えるように「働き方改革」を提唱いたしました。これを推進するため、管理職研修等の機会に管理職だけでなく全教員の意識改革や学校改革を進めるよう啓発を折に触れて行ってきました。また、12ページを御覧いただきたいと思います。12ページの資料4にありますように、県教育委員会が市町教育委員会や学校・教員に対して実施していた会議・説明会、あるいは報告・届出等を廃止もしくは簡素化したりして、県教員委員会としても教員の負担感を縮減する努力をしております。12ページにその一覧が載っております。さらに13ページを御覧ください。13ページの資料5にありますように、教員のメンタルヘルス対策の取組を総合的に進めており、特に今年度からは教員のストレスチェックを実施して、早めに産業医につなげるなどしてメンタルな問題の早期発見・早期対応を進めています。また、14ページの資料6にありますように、職場ではなかなか相談できない教員もいることから、「こころの相談窓口のご案内」のビラを全教員に配布し、周知を図っております。このような取組もあって少しずつ働き方改革の意識が学校や教員の間浸透してきていると思われませんが、実際には学校現場は教材研究や部活動、児童生徒の問題行動への対応等、待ったなしで取り組まなければならないことも多いことから、今後も教員の超過勤務・負担感の縮減に向けた取組をさらに進めていく必要があると感じております。

もう一度5ページに戻っていただきたいと思います。

5ページの②「県内全小・中・高校において、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが十分に活用されるような体制を早期に確立されたい。」に対してどのような取組を行ってきたか、説明をいたします。スクールカウンセラーについては、従来からすべての公立中学校、高等学校に配置し、小学校については中学校から派遣しておりましたが、昨年度より小学校15校にスクールカウンセラーを配置して重点的に学校の支援を行い、今年度は重点校を20校に増やし、配置時間も増加して充実を図ってきました。また、スクールソーシャルワーカーについても、昨年度17市町に配置しておりましたが、今年度はすべての市町に配置して支援の拡充を図ってきました。このようにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を拡充するとともに、効果的な活用が図られるよう、担当教員の連絡協議会あるいは研修会、教育委員会事務局員の学校訪問、リーフレット等による啓発等を行ってまいりました。15ページを御覧ください。15ページの資料7でございます。まず、上部に「今年度上半期のスクールカウンセラー等活用事業の実績」を載せさせていただいております。スクールカウンセラーに対する相談件数は中学校と高校とも増加しており、特に教職員の相談件数が増加していることから、教職員が適切に児童生徒の指導・支援を行っていくうえでスクールカウンセラーのサポートが重要になってきていると思われまます。また、校内会議や研修会への参画、教員とのコンサルテーション（教員と子どものことで意見交換を行う）、児童生徒・保護者への講演などスクールカウンセラーの活動は多岐にわたっており、なくてはならない存在になってきています。また、資料7の下部に「スクールソーシャルワーカー活用事業の実績」を載せさせていただいております。平成27年度の同期（12月末）に比べてスクールソーシャルワーカーが関わった件数が大幅に増加しており、福祉等の関係機関との連携が必要なケースも多く、スクールソーシャルワーカーの必要性がますます高まってきていると感じております。スクールソーシャルワーカーを活用した研修会の参加者も多く、今年度は3回目に「いじめの予防と対応について」というテーマで実際の事例検討会議の進め方等を学ぶ機会を設け、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が進むように啓発いたしました。

もう一度5ページに戻っていただきたいと思います。

③「いじめ対策委員会が組織として機能し、また、学校と地域や警察、司法、福祉、医療等の関係機関との連携が実質的なものとなるよう、各学校を支援されたい。」に対する取組については、教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等の外部専門家を活用した支援が進むように随時学校に啓発や緊急派遣を行ったりしました。また、こうした専門家による支援は、①の「教員の精神的なゆとりをもって児童生徒と向き合う」ことにもつながっているものと考えています。

次に④「貴教育委員会が示した基本方針やいじめ対策が、学校現場において現にどのように受け止められ、指導や支援がなされているのかにつき、十分に注意を払い、適宜、適切な指導・助言をなされたい。」に対する取組についても、教育委員会事務局員が学校訪問を行って指導・研修を行ったり、管理職や生徒指導主事等が集まる会議において啓発を進めてきたりしました。特に県のいじめ防止基本方針の中にある「児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組む」ということにつきましては、17ページを御覧いただきたいと思います。17ページの「生徒指導指導力向上研修会」の第4回の研修会の中で、兵庫県立大学竹内和雄先生を講師にお迎えして、18ページの「いじめ問題生徒会サミット」の取組に触れながら話をしていただき、教員がサポートしながら生徒の主体性・リーダー性を育成して生徒自身でいじめの未然防止の取組の大切さを学ぶ機会となりました。18・19ページには、本年8月22日に開催した「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」で、各市町の代表の生徒たちが一堂に会してそれぞれの取組を発表している様子を載せております。こういった取組も現在教育委員会のホームページに掲載するなどして啓発を行っております。

次に6ページに戻っていただきたいと思います。

6ページの「諮問事項2に対して」の④「教員のいじめ対応ないし調査能力の向上や外部専門家や関係機関との人的交流等を目的としたいじめ事例検討会を開催し、これへの教員の参加を促されたい。」に対する取組について説明します。これにつきましては、先程申し上げたように第3回スクールソーシャルワーカー研修会(第5回生徒指導指導力向上研修会を兼ねている)において実際のいじめ事案のケースを取り上げながら事例検討会の進め方を学ぶ機会を設けたり、新任教員研修や経験者研修等においてもできる限り実際のいじめ事案等を取り上げて話し合いを行うなど、ケース検討を取り入れました。

続きまして、6ページの(2)『第2 諮問事項1に対して 「1 小学校に対し、進学に際して中学校へのいじめ関連情報の送りや支援の引継ぎが徹底されるよう、送り項目等を示した書式を作成の上提供されたい。また、情報の取得や提供にあたり、個人情報保護条例との抵触が生じないよう、指針を示されたい。』』に対する取組を説明します。これにつきましては、第2回調査委員会で報告させていただきましたように、「平成28年度いじめ等問題行動の対応に係る調査」を実施し、実態把握を行いました。その結果を見ると、小学校と中学校の連携は概ね行われているものの、いじめへの対応についての連携がまだまだ少なく、特に小学校が中学校に情報を十分に伝えていないのではないかという意見も委員からいただきました。これを受けまして、市町教育委員会教育指導担当者会議等で、不登校を含めて課題のある生徒の情報の適切な引き継ぎについて改めてお願いをいたしました。今後も市町教育委員会からの意見も聴きながら、県として何ができるのか検討してまいりたいと考えております。

次に「2 警察との連携は、学校にとってはその教育的機能を補完するものとして位置づけられるものであり、より慎重かつ柔軟な協働が可能となるよう、学校現場に対して連携のイメージを正確に伝えるとともに、警察との継続的な協議をもたれたい。」に

対する取組について説明します。これにつきましても、第2回調査委員会で報告させていただきましたように、「平成28年度いじめ等問題行動の対応に係る調査」を実施し、実態把握を行いました。その結果を見ると、小学校では警察と連携した割合はやや低いものの、中学校・高等学校は概ね警察と連携できていると考えられます。従来から「学校と警察の連絡制度」により、子どもたちの健全育成のために学校と警察が協働して指導・支援したり、滋賀県学校問題行動対策連絡会議（スパック会議）で県教育委員会と県警察本部の情報共有を図ったりして連携を深めております。さらに今年度につきましては、20ページを御覧いただきたいと思っております。20ページの資料10にありますように「児童生徒の健全育成に係る学校と警察の連携に関する意見交換会」を開催し、学校現場の先生方も交えて、より効果的な連携の在り方について意見交換を行いました。警察、学校、県教育委員会がそれぞれの立場から率直な意見を出し合い、さらなる連携の必要性を確認できたことから、来年度以降も定期的に会議を開催していくことを検討してまいります。今後も学校と警察の間で「顔の見える関係づくり」が進むよう、管理職や生徒指導担当者の集まる会議やストップいじめアクションプラン等さまざまな機会・ものを通じて啓発していきたいと考えております。

もう一度6ページに戻っていただきたいと思っております。

「3 定期的ないじめアンケート調査においては、いじめの発見と同時に、ストレスチェックやセルフケアの機能を持たせることができるよう、アンケート項目に工夫をされたい。」に対する取組を説明します。これにつきましては、別添の「ストップいじめアクションプラン」の38ページを御覧いただきたいと思っております。昨年度の調査委員会からの提言を受けて、「ストップいじめアクションプラン」の中に「いじめに係るアンケート作成・実施上の留意事項」を盛り込んでおります。これにつきましては、改訂を行った昨年5月に市町教育委員会、全県立学校に送付し、教育委員会のホームページに掲載して、管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じて、アンケートの改善に役立ててもらうように啓発しました。

続きまして、6ページの最後ですが、『第3 諮問事項2に対して「1 いじめ調査マニュアルを作成の上各学校に提供し、研修を実施されたい。」』に対する取組ですが、別添の「ストップいじめアクションプラン」の40ページを御覧ください。「いじめの基本的な対応」という調査マニュアルを作成し、管理職や生徒指導担当教員等が集まる研修や連絡協議会等あらゆる機会を通じて啓発して、実際の対応に参考にしてもらうように伝えました。実際に校内研修で活用して研修を行っているという学校から報告を受けておりますが、まだまだ活用していただけていない学校もありますので、来年度もさらに活用が広がるように努めてまいりたいと考えております。

以上で「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組状況」についての説明を終わります。

（委員長）

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などをお出しください。

（委員）

気になるのは、6ページの（2）の「◎小・中学校間のいじめ関連情報の引継ぎの実態についての調査」を行い、適切な指導をいただいていると思っておりますが、いじめ事案・加害行為についてどういった状況であれば引継がれるのか。学校が一件落着であると判断した場合にはどうも引継がれていないと感じざるを得ない。いじめの加害行為というのは、その子の置かれている環境（家庭、地域、学校等）の中で起きています。その環境がその子にとっていじめをストップできるような働きかけが弱いと、一件落着しても、

いじめが再発する、何も解決していないのではないか、そういう盲点があるのではないかと思いました。いじめの加害行為について小・中学校間の引継ぎが行われていても、その後異動されてきた管理職にはその情報が引き継がれていなかったのではないかと思われ、結局中学校でいじめの加害行為が再発し、慌てて見守りを強化された事案がありました。加害行為がしばらく収まると、次の管理職には引継ぎが行われていないのではないかと思われまます。しかし、被害を受けた方は恐怖感がずっと消えません。したがって、学校としては一件落ち着いて加害生徒が1年間何も問題を起こさなかった（発見されなかっただけなのかもしれませんが）ので、次の校長にそのことを伝えなくてもよいと判断したり、伝えたとしても十分に引継ぎに目を通していなかったりすることが起きているとすると、被害生徒の恐怖感はずっと続いていくし、傷は癒せないと思います。そのあたりについて、加害者から見た視点ではなく、被害者から見た視点で、もう一度しっかりと引継ぎを行ってもらおうよう、御指導をしていただく必要があるのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

（事務局）

過去にいじめの被害にあった生徒の心の傷はそんなに簡単には治らず、また関係性が戻ってしまうのではないかということも十分に考えられます。小・中学校のことについては、一義的には市町教育委員会が、それぞれの市町の状況に応じて対応されています。引継ぎの重要性についてはあらゆる機会に伝えていきたい。表面的には解消したように見えても、また再発する可能性があるので、学校が変わるときにはその辺りの情報の引継ぎをしっかりとしていくようにメッセージを今後も出していきたいと思います。

（事務局）

小学校の1年生で聞いたことを5・6年生へと引き継がれていかないと、今委員が話されたようなことが起こってしまいます。その時だけではなく、引き継いでいき、例えばクラスを同じにして欲しくないというような思いがある場合にはできるだけ配慮しますが、そのような被害者側に立った、被害者の視点での対応を学校として行っていくようにこれからも指導してまいりたいと思います。

（委員長）

他にございますか。

（委員）

今の委員からの報告に関して、引継ぎがうまくできていないのは、校長先生の個人的な問題なのか、それともすべての学校でありそうな問題なのか、その辺りどうでしょうか。

（委員）

私見ですが、膨大な引継ぎ事項があるため、一件落ち着いたいじめ事案については、引き継がれていても校長が着目されていないのではないかと思います。それで、引継ぎを受けていないという表現になったり、あるいは一部の職員は知っていましたという話になったりするのではないかと思います。だから、いじめなど重大な加害行為については、今の加害児童の状況だけを見て、そこを注視されていないということが起きているのではないかと思います。膨大な引継ぎ事項の中で見落とされていく可能性があるということであれば、いじめ等の重大な加害行為についてはしっかりと引き継いでいき、たとえ、今収まっているといっても、環境が何も変わっていないと、いつ再発するかもしれない

ので、引き継いでいく必要があります。

(委員)

今話を聞いて、他の業界と比べて学校の危機管理に対する意識にすごく温度差があるのではないかという気がします。現場の職員の対応能力を高めるための研修等が謳われていますが、学校の管理職の危機管理に対する意識を高めるような研修がもっと必要ではないかという気がします。企業や医療機関など他の領域では、危機管理ができるかどうかで組織の存続がかかっていますので、基本的には危機管理のできる人が管理職に登用されるという文化があると思います。学校は組織が潰れるということはないので、よく分かりませんが、本当に危機管理能力のある人が管理職に登用されているのだろうかと思います。無難に波風立てずにきた人がそのまま管理職になって、危機管理に対する研修を受けていなければ、危機管理ができないという状況も起こるのではないかと思います。

(委員)

一連の話に関わって、分からないところもあるので教えていただきたい。組織的に対応いただいているとは思いますが、委員の話の中にあつたように、校長が引継ぎが必要ないと判断した場合は「聞いていませんでした」ということがあるのかもしれませんが。しかし、一旦終了するにしても、難しいケースについては、似たような状況が起こるとまたいじめが起きやすい関係になりやすいと思います。教員の努力によって解消するけれども、見守りをしていないと再発しやすいことがあります。子どもが抱えている問題、背景がどの程度かを一人でチェックするのではなく、ダブルチェックができないのかと素朴に思いました。お金のことであれば、一人で管理しないで、必ずダブルチェックするのは当然のことです。いじめについても、善意でやっていますというようなチェックではいけない、漏れてはいけないことであると思います。だから、細かいところをすべてふるいにかけることはできないかもしれませんが、引継ぎ漏れがあるかもしれないということを前提として、漏らしてはいけないということを、最初の関門では漏れても、チェックできるような組織的なシステムが必要であるという気がします。分からずに話しているので、そのあたりがどうなっているのか教えていただけますか。

(事務局)

先程の危機管理の話に関して、もちろん管理職には必ず危機管理についての研修を受けてもらっていますので、危機管理のことを全く知らずに管理職になっていることはありません。危機意識については、多少個人差があるかもしれませんが、いじめに関しては、私たちも、市町教育委員会も、法律ができて、学校にはさまざまな形で啓発を行ってきていますので、意識は高まってきていると思います。その証拠として、小学校では低学年を中心にいじめの認知件数がかなり増えてきていることがあげられます。今までであれば些細なトラブルとしていたもの、例えば少し叩かれたり、一瞬からかわれたりしたようなものもいじめとして認知しています。認知するということは、校内のいじめ対策委員会のような組織に必ず報告して、小・中学校であれば市町教育委員会、県立学校では県教育委員会に報告することになっていますので、そういう意味で言うと、組織的に対応するという体制が随分進んできたのではないかと思います。もちろん組織で対応すれば記録が残り、教育委員会に報告すると報告書が残りますので、何年生の時に誰がいじめられたのか、いじめたのかという記録が引き継がれていきますので、以前よりもかなり引き継ぎ、組織的な対応が進んできていると感じております。

それと先程のダブルチェックの話ですが、もちろんアンケートもいじめを発見する一

つのツールになるのですが、それだけで十分ではなく、アンケートの後には、いじめの項目にチェックしている子どもも、そうでない子どもも含めて、必ず全員面談をしてくださいというメッセージを出しています。ひょっとすると、アンケートには書けなかったけれども、面談ならばそれらしいことを話してくれる子どももいるかもしれない。面談の中で、自分のことではなくても、ある子どもがクラスの中で外されているなど気になることを話してくれる子どもがいるかもしれない。そのようなことも考えられますので、一つのツールだけに頼るのではなく、別の形でもいじめを発見する方策をとっています。さらに、学校から教育委員会にいじめの報告が挙がってきた時には、一旦解消したとしても、教育委員会は「見守りを続けてください」と伝え、しばらく時間をおいてから「どうなりましたか」と確認したりしています。事案によっては、本当に再発がないのかどうか、簡単に終わったとせず定期的に確認をさせてもらっています。いくつもの段階を経て、漏れがないか、見落としがないか、あるいは再発がないかというチェックをさせていただいております。

(委員長)

引き継ぎや再発のチェックが問題となつていますが、比較的軽微なものもいじめとして認知し報告することになって、認知件数が増えたという話がありました。その中で、報告の仕方は簡単でよいということでしたが、いじめの報告のフォーム、書式は定まっているのですか。その保管の方法、引継ぎの方法のきまり、システムはできているのでしょうか。

(事務局)

報告につきましては、県は様式を定め、それに基づいて報告をいただいております。ただ、昨年度の2,000件以上のいじめの認知件数の中には、既に子ども同士で解決、解消しているものもあります。それらすべてについて報告書を挙げてもらうと大変ですので、市町立の小中学校については、県には件数だけ挙げてもらっています。もちろん事案によっては詳しい内容を記したものを出示してもらっています。様式については、市町教育委員会独自に作成しているものもあるでしょうし、県教育委員会の様式を参考にして作成してもらっているところもあろうかと思えます。引継ぎについて、必ずこの項目について引き継ぎなさいというようなことをメッセージとして出しているわけではございません。ただ、引き継いでおかないとまた再発してしまうということについては、小・中学校、県立学校においても、管理職だけが知っているのではなく、いじめ対策委員会で情報共有しているので、この案件についてはここを引き継いでおこう、学年の中でも人事異動で抜ける先生もおられることもあるので、誰かが責任をもって引き継いでおこうとしています。学校現場におりました時に、いじめがあれば、すぐにいじめ対策委員会を開いて、その中で、2・3週間経って、いじめ事案を再度確認して、「今のところ何もなし。本人も大丈夫だと言っている。保護者に連絡しても不安を訴えることもなし。」ということであれば、一旦その事案を終わりにするけれども、見守りだけは続けようということにしていました。管理職の危機管理についても、年に1回は必ず研修をしておりますし、研修以外に管理職が集まる場で何回もその話をさせていただき、危機意識の向上を図っております。

(事務局)

情報の管理のことですが、個人情報を見られるようではいけないので、学校によって多少異なりますが、個人情報の管理を徹底してもらうように伝えております。

(委員)

限られた時間と人材の中で、スピード感をもって、学校現場で仕事ができるように取り組んでいただきたいと思います。事務作業が膨大になっていくと、学校現場の先生方は事務作業に忙殺され、職員室で机に座っている時間が増えて、子どもと会う時間がどんどん減っていきます。仕事は放っておくとどんどん増えていくので、いかに整理するかが大事です。全体の情報が整理されていなかったら、重大なものも拾えません。「ひとつひとつ調べていったら、ありました」では困るので、やはりみんなの頭の中に入れていなければいけません。だから、重大な案件については、みんなに覚えておいてもらいたいと思統一をして、優先順位を付けていくマネジメントが、管理職の仕事となると思います。それが機能するように教育委員会が支援していただきたいと思います。学校によっては、例えば校長先生が病気になられたりしてテコ入れが必要なこともありますので、学校と連絡を取り合って、支援するだけでなく、教育委員会の指導主事が学校現場にフォローに入ったり、何校かの校長先生が指導するなど臨機応変にやっていただきたいと思います。

(委員長)

私も使える記録の貯め方をしていただきたいと思います、報告の件を申し上げました。

(委員)

この議題ではありませんが、7ページの「超過勤務の削減」というところで、こういう通知を出していただくのは良いことであると思って聞かせていただいております。「超過勤務時間が40時間以上である者の割合が15%以下にする」と数値目標を掲げて取り組むというように、数字が入って具体的に書いてある方が、学校現場の先生方は分かりやすい。月に40時間が目途になるということで、それに照らし合わせて自分はどうなのかと見ることができる。これを抽象的に書いても、ずっと抜けてしまっ繰り返してチェックできないので、数字を出す方が効果的であると思います。数字を出すのは、なかなか勇気があることですが、よく出していただいたと評価しています。この数字は何か国のガイドラインがあるのでしょうか。

(事務局)

国から何らかの数字が出ていたとは思いますが、今はっきりとしたことは申し上げられません。本日も教育長の定例記者会見がありまして、教員が子どもと向き合う時間を確保するために「働き方改革ステップアップ宣言」を出し、明日は会議をもって兵庫教育大学の学校経営に造詣の深い先生をお招きしてお話をいただくことになっています。また、教育委員会の方でも、組織内で働き方改革のことにに関して、来年度4月から外部の有識者のメンバーによる働き方改革推進会議を設置して、働き方改革について協議いただき、子どもたちと先生方が接する時間を増やせるようにやっていこうと取り組んでいるところであります。今委員から評価いただき、ありがとうございます。何とかこれをつなげていきたいと思っています。

○議題2について

(委員長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題(2)「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組」についてです。

事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局)

「平成28年滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組状況」について説明させていただきます。

21ページ資料11を御覧ください。「平成28年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組状況と平成29年度の活動について」を御覧ください。今年度は昨年6月27日に第1回調査委員会、11月28日に第2回調査委員会を開催しましたので、その議事概要を簡単に説明させていただきます。

まず第1回調査委員会ですが、ここでは4つの議題について御審議いただきました。1つ目が「平成27年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施状況」、2つ目が「平成28年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策」、3つ目が「平成27年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の答申に係る取組」、4つ目が「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動」について事務局より説明を行い、委員の方々から御意見をいただきました。主な意見を御紹介させていただくと、その中で「絆をつむぐ学校づくり事業のように子どもたちが自分たちでいじめに向き合っており、なくしていこうとする取組は教育的な価値が高い。」という御意見を受けまして、先程も紹介させていただきました18ページ資料9の「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を開催し、その様子を県教育委員会のHPに掲載したり、来年度の「ストップいじめアクションプラン」に盛り込むなどしたりして、さらに活動が広まるように努めていきたいと思っております。また、他の御意見としましては、「いじめアンケートには、早期発見とともにいじめ防止の効果がある。自分では問題解決できずに訴えることのできない児童生徒を発見するためにアンケート等を行うというメッセージが学校に伝われば良い」という意見については、「ストップいじめアクションプラン」や研修会等を通じて今後もメッセージを伝えていきたいと考えております。さらに、「学校の管理者は、学校がやるべきことと警察に任せることを整理、理解し、適切に連携できるようにする必要があり、「ストップいじめアクションプラン」に活用の手引きを付け、犯罪性のあるいじめについての記載を充実させた方が良い。」という御意見につきましては、今度「ストップいじめアクションプラン」の改訂の際に参考にさせていただきたいと思っております。その他の御意見もできるかぎりいじめ対策の取組に活かしていきたいと考えております。

続きまして22ページを御覧ください。第2回調査委員会ですが、1つ目に「いじめの実態（平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果）について」、2つ目に「いじめ問題に係る学校と関係機関（警察等）との連携の在り方について」、3つ目に「ストップいじめアクションプランの改訂（いじめに係るアンケート調査の在り方等）について」、4つ目に「平成28年度上半期のいじめ事案の対応について」事務局より説明を行い、委員の方々からさまざまな御意見をいただきました。特に「ストップいじめアクションプラン」につきましては、「いじめに係るアンケート調査については、児童生徒がもっと答えやすいように質問項目を検討したり、回収方法を工夫したり、教員がアンケートを大事に扱っているということが分かるメッセージを出したりすることが大事である」という御意見をいただきました。それを参考にして来年度の「ストップいじめアクションプラン」の改訂の際には、アンケートのサンプルを盛り込んでいきたいと考えております。また、「文部科学省からの通知にもあるように、警察に対して本当に連携して効果があがった事案、モデルを発信していくことが大事であり、「ストップいじめアクションプラン」に掲載した方が良い。何が犯罪なのかを子どもたちに発信していくことがいじめの予防につながる。」という御意見もいただきました。文部科学省の通知につきましては、25ページを御覧ください。25ページ資料13は、文部科学省からの通知に基づきまして、各市町教育委員会教育長や県立学校長あてに出した通知でございます。本体は26ページでございます。平成25年5月16日

付けで文部科学省から各都道府県教育委員会に通知されたもので、特に28ページにある「学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」が掲載されていますが、いじめの中には犯罪につながるものがあるということで、文部科学省から示されたものです。ここにつきましては、来年度のストップいじめアクションプランの改訂の際に盛り込んでいきたいと考えております。特に「犯罪性のあるいじめ」の対応については、早期に警察連携していくよう強調して、その文言も取り込んでいきたいと思っております。その他の御意見についても、できるかぎりいじめ対策の取組に活かしていきたいと考えております。

以上で「平成28年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組」についての説明を終わらせていただきたいと思います。

(委員長)

この議題につきまして、御質問、御意見がございましたらどうぞお出してください。まず、私の方からよろしいでしょうか。

文部科学省の「学校において生じる可能性がある犯罪行為等」についての事例が法律家から見ると非常に違和感があります。特に違和感があるのが、29ページの「強制わいせつ」の事例に「断れば危害を加えると脅し、性器を触る」とあり、典型的な例なのであろうと見えるような作りになっています。しかし、強制わいせつのありがちな例としては、いきなり触ったり、抱きついたりする痴漢です。痴漢は迷惑防止条例等で扱いますが、触り方がきつければ、強制わいせつ罪になります。触って性的な接触がある行為について、暴行の程度はそんなに強くなくても良いとされていて、むしろ強制わいせつ罪の典型例は、胸や尻を触ったり、抱きついたりすることであって、「断れば危害を加えると脅し」というところは典型例の例示としては違和感あるなと思いました。文部科学省が作成されたとお聞きしましたが、一言申し上げておきます。

(事務局)

文部科学省が作成されたものですので、当方がコメントする立場にはないのですが、おそらく多くのいじめ事案の報告が挙がっている中で、悪質ないじめの中にこのような辱めをするような行為があり、いじめの中にはこのようなものもあるという例示として出されたのかと推測します。

(委員)

本調査委員会ではいじめを扱っているのですが、その枠組みの中で文部科学省からの犯罪行為の一覧が取り上げられたのですが、学校現場では、いじめもありますが、多いのはこういった犯罪行為、非行の方だと思います。非行についても、暴行や傷害、器物破損などが電車の中で起こればすぐに警察を呼びますが、学校の中で叩くようなことがあればまず加害生徒を呼んで指導することになると思います。学校は治外法権ではないけれども、学校の先生が子どもの教育・指導をしているので、学校で対応することが多くなるかと思えます。今回いじめに関して文部科学省の通知が出ていますが、非行との整合性はどのように考えられているのですか。学校への情報と対応の指示、子どもたちの権利、指導の公平性(同じ行為でもある学校では逮捕され、別の学校では逮捕されない等)をどう考えているのですか。いじめの場合は被害者を守るということが第一になるので基準が明確ですが、非行の場合は非行少年の更生がありますので、県内の処遇の公平性は一定おさえていかなければならないと思いますが、そのあたりについて、ガイドライン等どのように考えておられますか。

(事務局)

暴行につきましても、生徒間暴力であれば警察に被害届を出すのは被害生徒になりますが、対教師暴力については警察に通報・連絡することが以前よりも増えてきたと思います。生徒間暴力については、暴行の背景にいじめがあることも考えられますので、生徒間暴力とともにいじめとしても報告を挙げてももらうこともあります。学校であった暴行をすべて警察に通報して対応しているかというところ、程度にもよりますし、その子どもの今までの行動にもよって対応が違ってきますが、大きな事案についてはすぐに警察と連携しています。最初本人が深く反省していて、保護者も「大変申し訳ない」と言っておられるのであれば、そこでもう一度話をし、「次に同じようなことがあれば警察と連携していきます」という指導をしていくこともあります。事案については、教育委員会等の関係機関と最初から連携しているのですが、被害届を出すかどうかについて、各学校や市町教育委員会に対して、「生徒がこの事案を起こしたら、こうなさい」といったガイドラインを決めているわけではございません。ただ、文部科学省からも「毅然とした対応をなさい。警察との連携を進めていきなさい。」との通知もあり、以前と比べると雲泥の差があるぐらいに警察との連携が進んでいるものと考えます。

(委員)

似たような質問ですが、委員長が触れられた29ページの「強制わいせつ」ですが、やはり被害者はPTSDになりやすい。小学校でこのような事案が起ると、学区が狭いので加害者、被害者とも保護者も含めて顔見知りである可能性が高く、被害者は公にすることを望まず、加害者側の保護者は単なる遊びであると反論してくることもあります。そのため、学校は教育委員会に報告しても、警察とほとんど連携をとらないようなケースもあるのではないかと思います。内々で対応されていて、再発していることも多いのではないかと思います。暴行もそうですが、強制わいせつは再発しやすいと思います。学校としては、被害者の人権も守っていかなければならないし、加害者についても一定言い分も聞かなければいけないという両面があります。小学校では、お互い良い方向で収めたいということで、教育委員会や学校も一番良い方法をとっているとは思いますが、大半は警察との連携をとらないという形に落ち着いているのではないかと思います。2回、3回と重なってくれば少し考えようかとなるかもしれませんが、とりあえず1回目は内々で収めていこうというところが多いのではないのでしょうか。けれども、こういう事案については再発することが多く、それを見た子どもも誘発されることもあります。28ページには「その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察と連携する」というように学校の判断に任せるとなっていますので、警察と連携する基準、枠組みが学校によって差があるのではないかと思います。地域性もあるかもしれませんが。大都会でしたら顔見知りでもないのに、警察と連携していけるかもしれませんが、田舎では顔見知りの方ばかりですので、そういう中で教育委員会や学校がどのように警察と連携できるのかというところを検討していただくことが、再発を防ぐことになります。多額の金額を恐喝されても被害者の傷は大きいと思いますが、強制わいせつは1回でも被害者になったことが、その後の人生を左右していき、学校生活もすごく影響を受けてきます。被害者の視点でもう一度一定の基準、枠組みを示す必要があります。学校の判断に任せただけでは、被害者を守り、再発を防止する取組としては弱いのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局)

委員が話されたように、場合によっては、学校には被害者も加害者もいます。ただし、被害者の意見を尊重していかなければいけないので、被害者がしてほしいと思ってい

ることを乗り越えて、勝手に警察と連携して対応を進めていくことはなかなか難しい場合もございます。強制わいせつについては、発達段階によって、小学校の低学年がじゃれて行っているのか、小学校高学年や中学生が性的な目的をもって行っているのかによって、対応は変わってくると思います。学校としましては、被害者や保護者の思いを受けて対応していくというのが基本となっていくと思います。ただ、そのような中でも、これはという事案については、被害者の同意を得る中で、警察との連携を図っていくことになろうかと思えます。それを一律に決めていくのはなかなか難しく、ケースバイケースになるのではないかと考えております。

(委員)

いくつかの事案について警察との連携がなされずに、児童相談所との連携も不十分で、加害者への対応も不十分なまま終わっていることがあると聞いております。それが実態ではないのかと思えます。どちらかという警察と連携する方が少ないのではないのかという気がします。

(委員)

今の話で気になったのは、被害者の意向を汲むことです。加害者が被害者とその家族に圧力をかけて、訴えを下げさせることが起こってしまわないかという心配があります。犯罪に対しては、被害者が訴えなかったら成立しないということがあるのかもしれませんが、被害者の意向を汲むというのは大事なこともかもしれませんが、だからといって犯罪行為をなかったことにするというのは適切ではない。警察が取り扱わないということ定着させてしまうのはよくないという気がします。

(事務局)

学校としては被害者の意向を十分尊重します。ところが、これはだめだということについては、ケースバイケースで警察とも連携しております。被害者に圧力をかけたり、犯罪があるのに見過ごしてしまったりするのではないのかという懸念もお持ちになるかと思いますが、学校としては被害者の意向も聞きながら、これは絶対に伝えておかなければならないことについては、委員も話されたとおり、警察と連携していくことは必要であると考えております。

(事務局)

先程報告させていただいたところにも触れるのですが、中学校では思春期に現れる暴力的な事案など大きな問題行動があつて、警察との連携もかなり進んでいると思うのですが、小学校では発達段階のこともあつて、まだまだ連携が進んでいないところもあるかと思えます。もちろん小学校も以前と比べると随分連携が進んできているとは思いますが、中学校・高等学校では、被害届が出されなくても警察に相談をしたり、これはという事案については被害者に被害届を出すよう説得をしたりしています。けれども、被害者は今後のこともあるし、加害者側との示談も成立しているので、被害届を出さない、あるいは取り下げる場合もあるので、そこまでは学校も踏み込めないところがあります。ただし、県教育委員会も相談を受けたりしている中で、学校が再発のおそれを持っている場合には、「もし今度何かあればすぐに入ってください」という形で警察に依頼に行くように助言を行っています。学校は被害届が出なくても警察と連携することが随分進んできていると感じております。

(委員)

児童福祉法の25条通告は、警察でも、児童相談所長に対してでもできるのですが、これがなされていないことが多いと思います。相談はされているかもしれませんが、暴行や恐喝、強制わいせつなど重大な事案については、必ず文書で児童福祉法25条の通告を行い、法に基づいた支援が双方になされるという体制を作っていないといけません。学校や市町教育委員会が自主的な判断で児相通告ができるところまで踏み切れないので、手順として通告することが連携であるとしっかりと示していく必要があると思うのですが、いかががでしょうか。

(事務局)

県教育委員会としては、県立学校においてそのような不適切な判断があるようでしたら、警察連携を進めるよう指導していきます。ただし、市町の小・中学校につきましては、一義的には市町教育委員会が責任をもって学校を指導していくということになっていますので、ケースバイケースで学校や市町教育委員会が判断していかれると思いますが、そういう事例があるということでしたら、県としても警察連携を進めるようにというメッセージを引き続き出していきたいと思っています。

(委員)

従来から行われていることは分かります。しかし、25条通告すらも御存じない学校もあるかもしれません。だから、「25条通告を検討しなさい。余程の理由がない限りは25条通告をしてください」といった枠組みを示さないと、各学校はやはり対応できないのではないのでしょうか。県教育委員会から言われているからということでない限り、市町の学校や教育委員会の判断だけでは思い切った、被害者を守る対応がなかなか取りにくいのではないかと思うので、どこかで「25条通告の検討もされたい」ということが伝わればよいと思います。

(委員長)

28ページに関して、暴行と傷害の切れ目は何か。教科書にも書いてあるのですが、人の身体に対する有形力の行使が暴行です。暴行を振るって怪我をさせれば、傷害罪になります。胸ぐらをつかんだだけでうっ血もしなかった場合は暴行になりますが、捻挫やあざができて傷害として扱われていますので、そういう意味では、暴行というのは暴力を振った場合のごく一部です。実際、特段問題にならないければ、事件化しないのが暴行であって、そういう意味では、傷害の方がより警察連携が必要になります。暴行ならば注意されて帰されたり、不起訴であったり、罰金止まりであったりします。傷害であれば、怪我の程度が軽い場合は罰金で済むかもしれませんが、重い怪我ですと懲役刑が問題になります。そのような事案について、学校内で起こったからといって警察と連携しなくてもよいのかという問題があります。それと暴行の事例で「同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする」とありますが、暴行箇所が腹であり、繰り返し殴ったり、蹴ったりすれば、結果としては怪我をするに決まっているので、これを暴行の事例に挙げているのは変だと思います。これは傷害になると思います。一番下の「プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする」も、押さえつけて怪我をしなければ暴行かもしれませんが、投げたりすれば普通は怪我をして傷害になると思います。文部科学省が作成しておられるのですが、ここに挙げてある事例は変だと思うので、配布するのはどうかと思います。

(委員)

学校での教育指導が限界にきたと学校が判断した児童生徒に対して、警察に相談するというイメージがあります。文部科学省からのいじめの通知・通達は、学校が児童生徒に対して指導の限界にきているかどうかは関係ないということだと思います。被害に遭っている子どもたちを守るためなので、学校が指導可能だと思っていたとしても、「児童生徒に対して早期に介入してもらいなさい。こういう事案については警察連携することがベストで、子どもを守り、解決する最善な対応である。」ということであると思います。この通知を使わなくても学校では対応が可能かもしれませんが、学校だけで対応することで被害に遭う期間が長くなったり、被害を受ける量が増えたりすることを避けるために、早期に警察連携しなさいということであると捉えています。非行についても同様の考え方をすべきかと思っています。学校が指導の限界を超えたから警察と連携するのではなく、児童生徒がさらに犯罪を行い、薬物などにエスカレートする前に止めたり、バイクの暴走で亡くなる前に対応したりして、児童生徒の立場で考えて対応するのが警察連携であると思います。教員が、学校で対応するのは無理かどうかということを警察と連携する際の基準にしないように徹底していただきたいと思います。一つ例を挙げますと、ある生徒が対教師暴力を行って指導を受けて、その1週間後に椅子を投げるといった器物破損をしたのですが、その時には指導や指摘もしていないような事例がありました。対教師暴力の方が指導が難しいのかもしれませんが、もし警察が対応するならば、対教師暴力よりも器物破損の方が取り上げやすい、外に向かって明確に指導しやすいのです。学校の教員が中心ではなく、その生徒が行っている事案の大きさ、問題の大きさについて、教員の学校での体験と法律の重さはずれるところがあるかと思っていますので、そのあたりはぜひ研修で扱っていただきたいと思います。今回の文部科学省の通知についても、ぜひ管理職研修で必ず扱っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議題3について

(委員長)

それでは、議題(3)「平成29年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動といじめ対策の取組」についてです。

事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

23ページの下部を御覧ください。「平成29年度の取組・審議事項(予定)」を書かせていただいております。

今年度は本日の会議も含めて3回調査委員会を開催しましたが、来年度については、滋賀県のいじめ対策の取組に対して3年間に亘って委員の方々から答申を含めてさまざまな御意見をいただき、それを参考にして実行していくことに重点を置くとともに、委員の皆様の負担感を縮減することも考えて、6月と2月の年2回の開催を予定しております。もちろん重大事態が起こって調査委員会としての調査が必要になった場合は、緊急に集まっていただくこともあります。定期的な会議については、このような形、内容で開催することを考えております。内容につきましては、もう少し委員の方々から御意見を賜り、参考にさせていただきたいと思いますが、このような形で行いたいと考えております。

また、24ページを御覧ください。24ページの資料12ですが、これは、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づいて来年度の県教育委員会が実施する「いじめ防止対策」

について主なものをまとめたものです。

平成26年度に比べると平成27年度は、それぞれの課題がやや改善してきて、平成28年度についても改善してきている部分はあるのですが、まだまだ課題はあります。そこで、来年度もこのような課題に対応し、子どもたちの活躍の場づくり、生きる力の育みを支える環境づくりという観点から「子ども自身による活動の充実」を図ることで、いじめ防止の取組を進めていきたいと思ひます。

大きな1つ目の柱として、子どもたちの自尊感情の醸成や仲間づくりの推進を図るため、「児童生徒が主人公となる学校づくり、子ども自身による活動への支援」を行ってまいりたいと思ひます。具体的には、ここには記述がありませんが、先程報告させていただいた「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」を改編して、生徒会だけでなく、幅広く各学校の代表を集めて「滋賀県いじめ問題サミット」を開催して児童会・生徒会活動の充実、子どもたちの主体的な取組を全市町に広げていきたいと考えています。その他に、学級づくり、話し合い活動の充実を図る取組や、道徳・体験活動の教育の充実を図るための取組である「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」などを行っていきます。

2つ目の柱として、「教員の資質向上と校内組織体制の充実」を図るための取組を進めていきます。具体的には、今年度は「生徒指導指導力向上研修」という形で行っていましたが、来年度は、中堅教員を対象とし、教育相談担当教員の資質向上のために事例検討会等を取り入れた「教育相談スキルアップ研修」を新たに実施し、教員の力量アップを図っていきたくて考えています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも拡充し、これらを活用した校内研修が進むよう啓発していきます。

3つ目としましては、「児童生徒・学校を支える関係機関のサポート体制の充実」を図っていきます。具体的には、家庭・地域・関係機関との連携が進むよう、次年度「ストップいじめアクションプラン」の改訂を行い、その中でそれぞれの役割についてポイントを記載し、PTA連合会など様々な機会を通じて啓発していきます。第三者的に児童生徒への支援を行うために、「いじめで悩む子ども支援事業」や「24時間子どもSOSダイヤル」、「生徒指導緊急サポート事業」等も継続して行っていきたくて思ひます。

以上で、「平成29年度滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動といじめ対策の取組」についての説明を終わります。

(委員長)

御質問、御意見ありますでしょうか。

1つ質問よろしいでしょうか。

24時間子どもSOSダイヤルの利用率、相談件数をお分かりでしたら、教えてください。

(事務局)

現在のところ、いじめ以外の相談も含めて、平成28年度の4月から1月末までで、概数で250件程度です。

24時間子どもSOSダイヤルは昼の部と夜の部がありまして、昼の部は「こころんだいやる」と呼んでいて子ども・青少年局が担当しており、それをリレー形式で引き継ぐ形で夜は「子どもナイトダイヤル」と呼んで教育委員会が担当しております。今の概数は夜の相談件数ですので、昼の相談件数は担当が違いますので、調べないと正確な数字をお伝えすることはできないのです。

(委員長)

滋賀弁護士会で相談電話を開設しても、あまり相談がないので、どれくらい利用され

ているのか、知りたかったのです。

(事務局)

これは子どもだけでなく、保護者の子育ての相談も含めた数字です。

○議題4について

(委員長)

それでは、議題(4)「ストップいじめアクションプランの改訂」についてです。
事務局より御説明をお願いします。

(事務局)

「ストップいじめアクションプランの改訂」です。別添の「ストップいじめアクションプラン」を御覧ください。

有識者を委員として「滋賀県いじめ対策研究チーム会議」が数回開かれ、御議論いただいた結果をまとめて平成25年11月に最終報告書が出され、それをベースに県のいじめ防止基本方針が作成されています。そういうものも参考にしながら、いじめ問題調査委員会の委員の皆様からいただいた御意見も参考にしながら、昨年5月に「ストップいじめアクションプラン」を改訂しました。したがって、少し後から付け加えた部分もありますので、構成的には少し見直しが必要であると考えております。さらに来年度に改訂を行うにあたりまして、より良いものにしていくために、先程見ていただいたように第2回調査委員会でも委員の方々から既にさまざまな御意見をいただいたところです。ただ、国のいじめ防止基本方針が本年3月に改訂されて公表されると聞いております。それを受けて、今後必要に応じて県のいじめ防止基本方針の見直しも図っていくことも考えられます。「ストップいじめアクションプラン」につきましても、国や県がいじめ防止基本方針の改訂状況を見ながら、その趣旨を踏まえて改訂を行っていきたいと考えております。したがって大きな変更になっていくことも考えられます。細かな文言等の修正につきましても、せっかく皆様からいただいた御意見が反映できなくなってしまいう可能性もあるのですが、できる限り参考にしたいと考えております。これまでの調査委員会で御提言いただいたこと以外で、大きな修正点等がございましたら、御意見を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員)

資料の46・47ページになるかと思いますが、いじめ事案が発生して、軽度なものであれば良いのかもしれませんし、重大事案は調査委員会が入って検証が行われるということがありますが、そこまで至らないかなり重い事案について、再発を防止していくという観点から何らかの形で検証していくという機能が今の学校および市町教育委員会で十分働いているのかと思います。学校から検証をやりましたという報告がありますが、外部の方といっても本当の第三者委員ではなく、PTA会長など学校関係者が入ってやりましたということになっています。事件を公にして、どこまで個人情報を守りながら検証していけるのかに不安を持っているので、思い切った検証はできていない実態があるのではないかと思います。事案をどのような形で検証していくのかというガイドラインを、アクションプランの中に入れてもらえると良いと思っています。PTA会長や地域の役員の方を委員として入れても、再発防止に効果があるような答えはあまり出てこないという現状ですので、そのあたりをどのようにしていくのか、何か触れていたければ、ありがたいです。

(事務局)

委員が具体的にイメージされているのは、事案を振り返ってどうだったのかをチェックする項目のようなものですか。

(委員)

暴力事案など事案によって違うとは思いますが、再発防止にとって着目すべき点、考えるプロセスの手引きみたいなものです。何もなければ、学校には「これ以上の対応は無理です」と言われてしまいます。市町教育委員会も再発防止に役立つ検証結果を出すところまでは、積極的に踏み込んでいけない。市町教育委員会が入って調査をすると大きなことになるので、どこまで公表するのかが問題となります。個人情報に関わるので、どうすれば良いのか、扱い方が難しく、二の足を踏むということもあるのではないのでしょうか。何もない中で実のある検証というのはできません。いじめはいろいろな要因で起こっているので、見るポイント、手本にできるようなものが何かあった方が、もう少し良い検証結果を導きだせるのではないかと思います。市町教育委員会も、学校をもう少し指導して取組を強化するように踏み込んでいけるのではないかと思います。100点満点の検証結果はありませんが、1つでも2つでも有効な検証結果が出てくれば良いと思います。現状では検証結果がどれほど再発防止に役に立つのかと疑いたくなるような検証結果しかフィードバックされてこないのです。文書化されたものを見ても特に当たり障りのない現実的な内容に留まっているので、検証結果として有効なものではないと思います。学校には再発防止に向けて取組もうとする姿勢はありますが、掘り所が心もとないので、良い検証結果にたどり着けていないと思っております。再発防止の取組や継続的な見守りに何か触れていただくと学校としては取組みやすく、手掛かりが得られるのではないかと思います。学校としてはいじめが起きても、加害者の個別の問題、被害者の個別の問題として処理するしかない。どこでも、誰にでも要因が重なれば起きるといふ検証結果を導き出すことは至難の業であるという気がします。

(委員長)

それでは、この議題はよろしいですか。

あらかじめ予定された議題は以上ですが、他に何か伝達事項はございますか。よろしいですか。本日の会議につきまして、追って議事録が作成されることとなりますので、またよろしくお願いします。

それでは、委員の皆様方には議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたりまして、御議論いただき、ありがとうございました。

本日いただいた御意見を踏まえて、教育委員会事務局で今後検討を図り、より良いいじめ対策につなげていきたいと考えております。

なお、平成29年度第1回調査委員会の日程調整等につきましては、改めて御連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、これで本日の会議を終了させていただきます。今年度1年間本当にお世話になりありがとうございました。来年度もよろしくお願いします。